

減算について

定員超過があり、次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。所定単位数の70% (30%減算)

※減算の対象とならない定員超過利用であっても、基準違反となります。

| 対象サービス | | 障害福祉サービス事業所等 | |
|---------------|----------------------------|---|---|
| | | ①生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型 | ②療養介護, 短期入所, 宿泊型自立訓練, 施設入所支援 |
| 減算の対象 | | | |
| 1日当たりの利用実績 | 利用定員 50人以下 | 利用者数 > 利用定員 × 150% | 利用者数 > 利用定員 × 110% |
| | 1日について利用者全員 利用定員 51人以上 | 利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75 | 利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55 |
| 直近の過去3月間の利用実績 | 利用定員 11人以下 | 過去3月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数 | 過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 105% |
| | 1月間について利用者全員 利用定員 12人以上 | 過去3月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125% | |

定員超過があり、次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。所定単位数の70% (30%減算)

※減算の対象とならない定員超過利用であっても、基準違反となります。

| 対象サービス | | 障害児通所支援事業所等 | |
|---|---------------|--|---|
| 減算の対象 | | ①児童発達支援, 医療型児童発達支援(指定医療機関を除く。), 放課後等デイサービス, 共生型障害児通所支援, 基準該当通所支援 | ②障害児入所支援(指定医療機関を除く。) |
| 1日当たりの 利用実績 (1日について 障害児全員) | 利用定員 50人以下 | 1日の障害児数 > 利用定員 × 150% | 1日の障害児数 > 入所定員 × 110% |
| | 利用定員 51人以上 | 1日の障害児数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25 | 1日の障害児数 > 入所定員 + (入所定員 - 50) × 5% + 5 |
| 直近の過去 3月間の利 用実績 (1月間について 障害児全員) | 利用定員 11人以下 | 過去3月間の延べ障害児数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数 | 過去3月間の延べ障害児数 > 入所定員 × 過去3月間の開所日数 × 105% |
| | 利用定員 12人以上 | 過去3月間の延べ障害児数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125% | |

※ 毎月の報酬の請求にあたり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、定員超過 利用減算の算定の可否を参考資料に掲載している定員超過利用減算にかかる通知の中の「障害児通所 支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。

各〔都道府県
市区町村〕障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準（※）において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところで、（指摘事項の詳細は別紙1のとおり）。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙2のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

- 別紙2について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること
- 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知すること

をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL：03-5353-1111（内線3037）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
 - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

| | |
|------------------------|--|
| 事業所名 | |
| 提供サービス名 | |
| 提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入) | |

水色のセルに入力してください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

| | 前年度 | | | 令和 0 年度 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-----|----|----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| ① 延べ利用者数(人) (注1) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人) | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 利用定員(人) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 開所日数(日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 利用定員×開所日数 (③×④) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人) | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要) | | | | error | error | error | error | error | error | error | error | error | error | error | error | error |

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

①人員欠如減算(人員配置が人員基準を満たしていない場合)

(ア)対象サービス

療養介護, 生活介護, 短期入所, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 就労定着支援, 自立生活援助, 共同生活援助, 児童発達支援(児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。), 放課後等デイサービス(主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。), 基準該当通所支援, 居宅訪問型児童発達支援, 保育所等訪問支援

(イ)人員欠如減算の取扱い

サービス管理責任者, 生活支援員, 看護職員, 理学療法士, 作業療法士, 地域移行支援員, 職業指導員, 就労支援員, 就労定着支援員, 世話人, 児童発達支援管理責任者, 保育士, 児童指導員, 障がい福祉サービス経験者の欠如や常勤, 専従等の要件を満たしていない場合は, 利用者(障害児)全員について減算されます。

障害福祉サービス事業所等

| 対象者 | 欠如の状況 | 減算期間 | 減算内容 | 備考 |
|--|-----------------|---------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| サービス管理 責任者 | 配置基準を満たしていない | 人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | 翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。 |
| | | 減算が適用される月から連続して5月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |
| 生活支援員 看護職員 理学療法士 作業療法士 地域移行支援員 職業指導員 就労支援員 就労定着支援員 世話人 | 配置基準から1割を超えて欠如 | 人員欠如した月の翌月から人員欠如 が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | |
| | | 減算が適用される月から連続して3月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |
| 生活支援員 看護職員 理学療法士 作業療法士 地域移行支援員 職業指導員 就労支援員 就労定着支援員 世話人 | 配置基準から1割を超えない欠如 | 人員欠如した月の翌々月から人員欠如 が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | 翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。 |
| | | 減算が適用される月から連続して3月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |
| 常勤または専従などの員数以外の要件を満たしていない | | 人員欠如した月の翌々月から人員欠如 が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | 翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く。 |
| | | 減算が適用される月から連続して3月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |

※日中サービス支援型指定共同生活支援事業所は、例外あり

障害児通所支援事業所等

| 対象者 | 欠如の状況 | 減算期間 | 減算内容 | 備考 |
|------------------------------|-----------------|--------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 児童発達支援管理責任者 | 配置基準を満たしていない | 人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | 翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。 |
| | | 減算が適用される月から連続して5月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |
| 児童指導員 保育士 障がい福祉サービス経験者 | 配置基準から1割を超えて欠如 | 人員欠如した月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | |
| | | 減算が適用される月から連続して3月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |
| 児童指導員 保育士 障がい福祉サービス経験者 | 配置基準から1割を超えない欠如 | 人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | 翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。 |
| | | 減算が適用される月から連続して3月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |
| 常勤または専従などの員数以外の要件を満たしていない | | 人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで | 基本報酬 70% (30%減算) | 翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く |
| | | 減算が適用される月から連続して3月以上の月 | 基本報酬 50% (50%減算) | |

※居宅訪問型児童発達支援, 保育所等訪問支援は児童発達支援管理責任者欠如減算のみ

②個別支援計画未作成減算

(ア)対象サービス

療養介護, 生活介護, 施設入所支援, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 就労定着支援, 自立生活援助, 共同生活援助, 児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 居宅訪問型児童発達支援, 保育所等訪問支援, 障害児入所施設(指定医療機関を除く。)

(イ)個別支援計画未作成の取扱い

・個別支援計画が未作成又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は, 該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者(障害児)について所定単位数の70%を算定します。

・減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合は, 減算が適用された3月日から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者(障害児)について所定単位数の50%を算定します。

③身体拘束廃止未実施減算

(ア)対象サービス

居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 療養介護, 生活介護, 短期入所, 重度障害者等包括支援, 施設入所支援, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 共同生活援助, 児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 居宅訪問型児童発達支援, 保育所等訪問支援, 障害児入所施設, 共生型障害児通所支援

(イ)身体拘束廃止未実施の取扱い

運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定が設けられ, 減算要件②～④が追加

- ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合。
- ②身体拘束適正化検討委員会が開催(年1回以上)されていない場合。
- ③身体拘束等の適正化の指針が整備されていない場合。
- ④身体拘束等の適正化のための研修が実施(年1回以上)されていない場合。

①～④のいずれかに該当する場合, 利用者全員について基本報酬を減算(5単位/日)します。(ただし, ②～④は令和5年4月から適用)
身体拘束を行っていない場合でも②～④は取り組む必要があります。

その他の減算

- 支援計画シート等未作成減算【行動援護】
- 短時間利用減算【生活介護】
- 開所時間減算【生活介護，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス】
- 医師未配置減算【生活介護】
- 大規模減算【短期入所】
- 夜勤職員欠如減算【施設入所支援】
- 管理栄養士等未配置減算【施設入所支援】
- 標準利用期間超過減算【自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く），就労移行支援，自立生活援助】
- 自己評価未公表減算【就労継続支援A型】
- 大規模住居等減算【共同生活援助】
- 居宅介護支援費重複減算，介護予防支援費重複減算【計画相談】
- 自己評価結果等未公表減算【児童発達支援，放課後等デイサービス，共生型障害児通所支援，基準該当通所支援】